

佐賀県庁舎等維持管理業務委託最低制限価格制度事務処理要領 新旧対照表

次の表に掲げる要領の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>2 適用の対象</p> <p>庁舎等維持管理業務委託最低制限価格制度は、庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第2項に規定する業務のうち、以下のものについて委託契約を締結しようとする場合で、競争入札により設計価格が100万円を超える業務（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」の適用対象となる契約を除く。）の委託契約を締結しようとする場合について適用する。</p> <p>（1）警備業務（機械警備に係るものを除く。）</p> <p>（2）清掃業務</p>	<p>2 適用の対象</p> <p>庁舎等維持管理業務委託最低制限価格制度は、庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第2項に規定する業務のうち、以下のものについて委託契約を締結しようとする場合で、競争入札により設計価格が<u>200万円</u>を超える業務（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」の適用対象となる契約を除く。）の委託契約を締結しようとする場合について適用する。</p> <p>（1）警備業務（機械警備に係るものを除く。）</p> <p>（2）清掃業務</p>